

# 「SPV スキーム持分に係るモデル契約有識者検討会」設置要綱

令和 8 年 3 月 3 日

第二種金融商品取引業協会

## 1. 趣旨

金融庁・日本証券業協会共催の「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書（2025 年 9 月報告）において、SPV スキーム（複数の投資者による特定少数のスタートアップ企業等へのシンジケート投資を、投資者が直接的な株主にはならない形で実現するために、LLC（Limited Liability Company: 合同会社）等の SPV を利用した投資スキームをいう。）によるスタートアップ企業等への投資の拡大に向け、SPV スキーム持分のセカンダリー取引環境整備のためのモデル契約の整備の提言が行われた。

SPV スキーム持分は、本協会の自主規制の対象となる第二種金融商品取引業の対象商品であることから、同持分のモデル契約の作成に向け、「SPV スキーム持分に係るモデル契約有識者検討会」（以下「本検討会」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

SPV スキーム持分のセカンダリー取引環境整備のための契約書の参考例等

## 3. 運営

- (1) 委員は、8 名（会員企業 3 名（社）、有識者 5 名（社）（スタートアップ関連企業 1 名（社）、同関連団体 1 名（社）、弁護士 2 名（社）、監査法人 1 名（社））とする。
- (2) 本検討会は、非公開とし、資料・議事要旨は後日、本協会 HP にて公開する。ただし、委員から提出のあった資料については、当該委員との協議の上でその公開又は非公開を決定する。
- (3) 委員は、本検討会を欠席する場合、必要に応じて、事前に意見書を提出することができる。

(4) 必要に応じて、関係者に出席を求めることができる。

#### 4. 事務の所管

本検討会の事務局は、本協会・自主規制業務部が担当する。

以 上